

2022年1月27日

●●●党 代表 ●●●● 様

子育て議員連盟
ローカル・マニフェスト推進連盟

要 望 書

日頃から、地方自治体議員の活動に ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

私たちは、地方議会の現在の課題に着目し、より開かれた地方議会制度の整備に取り組んできました。また、2020年からの新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴い、コロナ禍での地方議会の役割の重要性を確認し、非常事態にあっても議会活動を止めることなく業務を継続し、二元代表制の議事・議決機関、住民代表機関としての責務を果たすべく、議会BCP(業務継続計画)策定の推進等にも取り組んできました。

現在猛威を振るっているオミクロン株の感染は、過去経験のないスピードで拡大し、全国各地でのクラスター発生が懸念されています。地方議会においても、相当数の議員が感染したり濃厚接触者になる事態も想定され、各議会においてオンライン会議の取組も少しずつ進んできました。

しかし、令和2年4月30日付総行第117号で、「地方自治法第113条及び第116条第1項における「出席」の概念は、現に議場にいることと解されている」との通知が発出され、オンライン会議による本会議運営は現行法上困難と解されています。委員会運営については同通知で、地方議会における意思決定によってオンライン化は可能との見解が示されましたが、本会議でのオンライン化ができなければ議会運営上の利点は限られます。議会機能を十分に果たすには、議会の意思形成過程である委員会審議に留まらず、表決を行う本会議を含めたオンライン会議の活用議論が行われる必要があります。

世界を見渡すと、昨今の情報通信技術の発展とともに、スペイン国会では既に2012年から遠隔投票が活用されており、英国議会では2020年4月からオンライン議会を実用化しています。

住民の負託を受けた議会の責務を十分に果たすためには、定足数を満たす人数の議員が議場(招集場所)に参集出来ない状態でも、本会議においても議案審議・表決などの議会運営方法を確立する必要があります。

よって私たちは、国会における議論と取組をお願いしたく、以下、要望いたします。

記

1. 地方議会における本会議の開催が、情報通信技術による仮想空間での議会審議への参加、表決の意思表示によっても可能となるよう、議事堂への参集または議場への出席が困難な場合には、会議規則により参集場所または出席場所の複数指定や変更ができる旨を地方自治法において明文化すること。

以 上

<参考添付書類>

- 令和2年4月30日付総行第117号
「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」
- 子育て議員連盟について
- ローカル・マニフェスト推進連盟について